

○厚生消防委員会

令和3年2月17日（水曜日）

午前10時0分 開会

午後 5時8分 散会

○白川健太郎委員長 これより教育長、危機管理監、総合政策部参事、総務部長、法令遵守監察監及び法務ガバナンス課長に入室していただきます。なお、説明員として、子ども未来部参事にも出席していただきます。

（北谷雅人教育長、國友 昭危機管理監、山本浩之総合政策部参事、吉村啓信総務部長、萬谷宗正法令遵守監察監、中村 仁法務ガバナンス課長、野儀あけみ子ども未来部参事入室）

○白川健太郎委員長 質疑を続行いたします。

○三橋和史委員 三橋でございます。よろしく願いいたします。

本委員会は、新型コロナウイルス感染症対策について所管する厚生消防委員会でありまして、現下の社会情勢に照らして、市政上、最も重要な事項に関して審議が行われる委員会であると言っても過言ではありません。

しかしながら、この委員会には市長が出席しておりません。私は、あらかじめ文書をもって市長の出席を求めたにもかかわらず、なぜ出席されていないのか理解に苦しむところであります。この感染症対策に関する重要な審議が行われる委員会に市長が出席しないというのは、まさに議会軽視そのもの、市長としての資質に欠けるものと言わざるを得ません。まして、あらかじめ通告している質疑の内容については、自称仲川げん——仲川元庸市長自らの言動が問題とされていることは明らかであるにもかかわらず、部下たちにその答弁を押しつける姿勢については倫理的にも問題があると言わざるを得ない。まず初めに、くぎを刺しておきたいと思えます。

さて、感染症の流行が収束することなく、早くも1年がたとうとしているところであります。

まず、奈良市が取り組むべき目下最大の課題は何であると認識しているのか、健康医療部長の答弁を求めます。

○佐藤敏行健康医療部長 答弁いたします。

奈良市が新型コロナウイルス対策におきまして、今最も取り組まなければいけないというのは、新型コロナワクチンの接種であろうというふうに考えております。

以上です。

○三橋和史委員 お手元にも配付しておりますが、奈良市長のSNSアカウントによる広報内容から抜粋しますと、一昨日、令和3年2月15日には、「悩みは緩和のタイミングと第4波への備え。感染対策と両立した経済再稼働をどう実現するかが目下最大の課題です。」と記載されております。この内容と、今お答えの内容は一致しておりません。その点はいかがですか。この内容が市内部で意思統一が図れていないということではありませんか。

市長のSNSアカウントで発信される情報には、度々重大な誤った情報が発信されているという問題を取り上げ、昨年、令和2年2月12日の総務委員会でも指摘してまいりました。

ここで、昨年、令和2年12月8日の発信を見てみたいと思えます。

そこには、「自宅療養を支援する取り組みを始めます。具体的には症状や家庭環境を踏まえ自宅療養が可能と判断された方に対し、食糧や生活必需品を提供します。」とあります。

これに対し、奈良県では、令和2年10月16日の報道発表にもありますとおり、県の方針として、新型コロナウイルス感染症の蔓延防止の観点から、無症状者を含む全ての感染者を病院へ入院、または宿泊療養により対応しますということが示されておりました。

この仲川げんという人物は、奈良市長の肩書を名をのっておきながら、奈良県の方針と相反する内容を発信しています。しかも、その後も誤りを正すことなく、本年、令和3年1月3日にも、自宅療養を支援する趣旨で自宅療養キットの配付という内容の発信を重ねて行っております。これは一体どういうことなのでしょう。明らかに県の方針と異なる行動を市民に呼びかけているわけでありますが、なぜなのかお答えいただけますか。

○佐藤敏行健康医療部長 まず、2月19日の目下最大の課題でございます。

感染対策と両立した経済再稼働をどう実現するかということ、私が先ほど答えました予防接種事業を推進するという関係でございますけれども、感染対策と両立した経済再稼働をどう実現するか、これは目標でございます。私が答えました予防接種事業の推進は、そのための手段でございます。そういうふうを考えておりますので、私は、感染対策も行い、その結果経済再稼働につながるものとして、最も今我々が取り組むものは予防接種事業であると答えたことについては関連があると思っております。

ちなみに、感染対策としてもう一つ大きいのは、治療薬のさらなる開発だというふうにも思っております。

12月8日の自宅療養を支援する取組ということでございます。

感染症法では、入院をするか、あるいは療養施設に入所するか、または自宅で療養するか、そういった対策を取っておる都道府県も日本全国にはございます。

奈良県は、当初より入院するか、次に入所するかというような選択を取っておりまして、自宅療養については、現時点では取り組まないということを申し上げておりました。今もそのことは続いております。

仲川市長は、自宅療養の形もコロナにかかった方々の療養のためには有効ではないかというふうにお考えになって、このような発信をされたというふうに思いますが、その後、県の医療政策局長と電話で、また別の機会には実際にお会いしまして、自宅療養については、現時点では県の方針に沿う形で行っていく、つまり奈良市として単独で行うことはしないということについて了解を取り合ったものでございます。

以上でございます。

○三橋和史委員 県の方針と異なる見解を出して、市民に自宅療養を呼びかけたのはなぜなのかということについてお聞きしたいんです。その後の事実関係についてはお聞きしていないんです。なぜこういった誤った情報が市長の名前をかたって発信されているのかについてお答えいただきたい。その理由が分からないのであれば、分かりませんで結構ですよ。

○佐藤敏行健康医療部長 お答えいたします。

自宅療養という療養の形態も新型コロナウイルス感染症にかかった方に有効だとお考えになったんだというふうに思います。

以上です。

○三橋和史委員 ですから、その考え方が奈良県の方針と相反しているわけでありまして、なぜそ

の誤った内容が発信されたのかということをお聞きしているんです。奈良市長が個人的に勝手な妄想で考えたから発信した、それは理由になっていないですよ。組織としてああいう発信について、正確性を期すためにどういう担保手段を取ったのかということについてお答えいただけますか。

○佐藤敏行健康医療部長 お答えいたします。

自宅療養が一つの療養の形態として有効であるということを踏まえまして、奈良市は保健所設置政令市であります。保健所設置政令市として、そのような療養の形態について一つの提案をされたのではないかとこのように思っております。

以上です。

○三橋和史委員 提案ではなくて、間違いなく呼びかけていますよね、自宅療養を。

健康医療部長もお答えになりにくいと思いますので、次に行きたいと思いますが、医療体制が決って十分とは言えない地域、この奈良県という地域を踏まえて、一たび感染拡大が重大化すれば取り返しがつかない事態にも発展しかねないことから、奈良県では、そのリスクを特に考慮し、全ての感染者を入院または宿泊療養により対応するとしているわけでありまして。しかしながら、県庁所在地の奈良市長が、浅はかにもこれを理解せず、意気揚々と自宅療養を支援しますなどという発信を勝手に行き、市民及び医療関係者等に対して大混乱を巻き起こしたのであります。誤った情報を流す者は超危険人物であるということをお肝に銘じておいてもらいたいと、1年前の総務委員会でも指摘したところでありますが、市長はその趣旨を全く理解されていないようであります。

さらにゆゆしき事態であるのが、この奈良市長の暴走発信を真に受けたNHK奈良放送局は、「無症状・軽症感染者 原則自宅で療養を」というテロップを映像に入れて報道し、136万人の県民に間違った情報を伝えたのであります。情報を私物化して、政府及び県の方針を理解せず、誤った情報を喜々として発信し続ける市長の言動は、感染症のウイルスそのものよりも危険であるとしか言いようがないところであります。

答弁が明確ではありませんので、もう一度お聞きしますが、この情報発信の正確性を期すために、組織的な手続はどうなっているのかお答えください。ないのであればないで結構です。

○佐藤敏行健康医療部長 お答えいたします。

入院、入所、自宅療養、この3つについては、各都道府県、国のレベルで都道府県がどれを採択するかというふうに決まっております……（三橋和史委員「いや、そういうことを聞いていないので、手続的な内容をお答えいただきたい」と呼ぶ）それが奈良市にも同様に、選択肢のようになってきたというのであれば、それぞれ手続を踏んで選ぶということもございましたけれども……（三橋和史委員「委員長、止めてください。時間の無駄ですよ」と呼ぶ）

○白川健太郎委員長 質問の内容に答えてください。質問の内容は御理解いただいていますか。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後2時33分 休憩

午後2時34分 再開

○白川健太郎委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。

○向井政彦副市長 ただいまの御質問でございます。

この仲川げん（奈良市長）と書いたこのツイッターの言わば事前のチェック、そういうものを

我々がやっているわけではございません。

自宅療養の話は、確かに対策会議か庁議のところでそういう話があったのは記憶しております。私の記憶では、たしか濃厚接触者でそういうことが必要な場合にとりうに理解をしていたところでは。

○三橋和史委員 いや、少なくとも12月8日の時点では、そういった会議は開かれていないはずなんです。こういった内容が会議で話し合われたのは、私が指摘して、このNHKの放送があった以後であります。

組織的にその情報の内容が精査されていない、正確性を期す手続が取られていないという御答弁でありました。

このほかにも、市長のSNSアカウントでは不適切な発信が散見されております。

例えば、本年1月4日の発信では、「大阪比率は週計ベースで1ヶ月前の約65%→約47%に急減と凄い。」とありますが、日本語もめちゃくちゃである上に、「凄い」とは何がすごいのが分かりません。

1月8日の発信では、「最近の陽性事例を分析すると、クリスマス辺りの会食をきっかけとした事案は過ぎ、今は年末年始に行動された結果がぼちぼち現れてきています。」とあります。これはどのような科学的根拠を持った分析なのでしょう。その分析手法を御教授ください。健康医療部長の答弁を求めます。

○佐藤敏行健康医療部長 お答え申し上げます。

大阪と言われる大都市圏の感染の傾向を奈良市、奈良県は受けているわけですが、奈良市の場合、大阪に比べて1週間、あるいは十日遅れで感染者数が増えたり、あるいは減ったりすると、その波がやってくるというふうなことを私どもは捉えておりました。七日、1週間遅れて奈良に影響が出る、それが陽性者の数というものについて——相関関係といいますか、そういった傾向があるということで捉えている文章だというふうに推測いたします。

以上です。

○三橋和史委員 1月25日の発信では、「前週比で増加傾向。他市のような指数関数的な急増は見られないものの一層の警戒が必要です。」とあります。指数関数的な急増が見られないという分析判断は、いつどの時点で、どの機関が行ったのでしょうか。

○佐藤敏行健康医療部長 指数関数的な急増が見られないと、そういった分析は、少なくとも私は話し合われた記憶がございません。ある時期、確かにうちは倍、倍と増えたときがございましたけれども、奈良市が先週に比べて倍、倍と増えていったような週も確かにございました、期間もございましたが、こういうふうに指数関数的でない、そういった急増は見られないということについては、そこまではっきり意識した分析をしたことはございません。記憶にありませんので、答弁いたします。

以上です。

○三橋和史委員 健康医療部長は関与していないと。健康医療部長は保健所長も兼ねられておりますので、保健所長は関与していないということでもあります。

そして、2月8日の発信では、「先週の集計は県が9件減の164件・奈良市が4件増の64件。東京や大阪は緊急事態宣言の影響で確実に減少していますが、本市はこの2ヶ月間横ばい状態です。」とあります。

しかしながら、この時点の約2か月前以降、同日に至るまでに、週単位の感染者数は12月7日

から12月13日で65人、12月14日から12月20日で52人、12月21日から12月27日で49人ときて——途中省略しますが、1月18日から1月24日には71人でありました。この数値は横ばいですか。

○佐藤敏行健康医療部長 この数字を見ますと、前の週と全く同じではございませんが、先週を見る、あるいは来週のことを予測しながら数字を見ますと、横ばいと言える状況だというふうに… (三橋和史委員「ほう」と呼ぶ) 少なくとも全体で見ますと、横ばい、高いところの横ばい、低いところの横ばいがございますけれども、この場合は高いところで横ばいであるというふうに考えていいのかなというふうに思っております。

以上です。

○三橋和史委員 横ばいの定義を御教示いただきたいんですが、教育長、出席されていますので、国語辞典お持ちですか。横ばいの定義、御答弁願えますか。

○北谷雅人教育長 三橋委員の御質問にお答えします。

一般的に、同じ状況がある期間推移されるという状況だと理解しております。

○三橋和史委員 教育長が答弁されたとおりなんです。数値の上下変動がなく、一定水準のまま推移していることを言うわけでありまして。

先ほど申し上げた、この期間の週間最大感染人数の71人を最少人数である49で除した値は1.449、すなわち144.9%であります。これだけ落差があるにもかかわらず、横ばいと結論づけて公表しているのであります。その分析能力には驚愕したところではありますが、その後、訂正等が行われておりませんし、さらにただいま健康医療部長は横ばいだという答弁を重ねられました。

奈良市が行政機関として使用する横ばいの意味は、国語辞典に記載されている内容以外にあるのでしょうか。もしくは、私の存じ上げない、奈良市役所の存する奈良市二条大路南一丁目地方特有の方言でも存在するのでしょうか。市教委の文化的知見に照らしていかがですか。ないですよ。

教育長に続いてお聞きしますが、令和3年1月6日には、市長のアカウントでは、成人式を開催するののかという指摘に対して、「市教委と何度も議論した上で決定しました。」との内容が発信されております。これは真実ですか。

○北谷雅人教育長 三橋委員の御質問にお答えをいたします。

私が教育委員会を代表する教育長でございますので、市長とは何度もやり取りをしたり、また事務局を預かる担当の課長についても、同じく市長とのやり取りを数回やっております。

以上です。

○三橋和史委員 法律をお読みになったらすぐ分かりますが、教育委員会は合議制の委員会でありまして。事務局の職員に重要事項を決定する権限はありませんし、教育長にさえその権限はありません。教育委員会の会議録は、その作成と公表が法律で義務づけられております。私の調査では、成人式を開催するかどうかということについて、1月6日の時点までに市教委の会議で協議された形跡は全くありませんし、決定した議決もありません。一体いつの教育委員会会議で協議され、決定されたのかお聞かせください。

○北谷雅人教育長 御質問にお答えをいたします。

教育委員会に対して、議事の議案にはなっておりませんので、議決をするという場面は設けておりません。

以上です。

○三橋和史委員 すなわち、このSNS発信の内容は虚偽だということではないですか。市教委と

何度も議論し決定しましたと書いているんですよ。だけれども、市教育委員会の会議では、一度もこの内容については話し合われていないんですよ。私はもう既に調査しておりますので明らかですけれども、越権行為も甚だしい。

次に行きますが、2月13日の市長の発信では、「気候が良くなり道中かなりの人出に遭遇しました。週明けには主要地点の人流（人出）データを分析したいと思います。」とあります。道中とはどの地点のことを言うのか、主要地点とはどこのことを言うのか、御説明ください。再び、健康医療部長に答弁を求めます。

○佐藤敏行健康医療部長 答弁いたします。

この文章を読みますと、道中は恐らく市役所まで来られて、そして……（三橋和史委員「いや、分からないですよ。推測は結構なんです」と呼ぶ）二条通りを近鉄奈良のほうに向かわれ、そしてはぐくみセンターにある保健所へ来られたというふうに、これが道中かというふうに思います。

主要地点の人流ですが、先日のコロナ対策本部でも用いました市内それぞれの地点に人間の動きを記録する装置がありまして、それをまとめたものをコロナの会議につけております。そのことを言っていると思います。

○三橋和史委員 言っていると思いますとしか、健康医療部長も答弁できないんですね。

道中についても、東京から来るのか、三重県から来るのか、大阪から来るのか、それとも市役所の横から来るのか全然分からないわけですよ。不正確過ぎる発信が繰り返されているということですね。

2月16日の市長の発信を見たいと思います。

薬師寺東塔の解体修理が完了して開かれた竣工式の様子とともに、「お薬師様の力でコロナも早期退散を。。」とありました。市長は自らの無力さを認めて、ついに宗教上の営みによって感染症対策を始められたのでしょうか。しかしながら、公共団体には政教分離原則が適用されますから、それは認められておりません。そうだとすると、「お薬師様の力でコロナも早期退散を。。」とは、一体どのような科学的な根拠を持って行われるものなのかが理解できないわけがあります。

朝廷がここ平城京に移った時代から1300年以上がたって、奈良市役所には陰陽師もいらっしやいませんので、健康医療部長に引き続きお聞きしますが、薬師如来の力で感染症対策とは、具体的にどのような手法で行うものであるのか、科学的にどういった効果が実証されている感染症対策であるのか御教示ください。

○佐藤敏行健康医療部長 答弁申し上げます。

まず、先ほどの私の答弁ですが、主要地点の人流（人出）のデータにつきましては、昨日のコロナ対策会議に提出しておりますデータでございますので、それについては成果物が明らかになっております。

また、2月16日の「お薬師様の力でコロナも早期退散を。。」、これは仏様に疫病退散を願ったという、何て言うんでしょうか、病が何とか収まってほしいというときの祭政一致が政治と生活にくっついてというか、そういった時代の初源的な人の心でありますとか、お薬師様ですとか、あるいは今の大変困っている状況とか解決してほしいという、そういった時代に立ち戻って、そういった気持ちで書かれたということでございますが、歴史的ではありますけれども、科学的な分析は私の手に余るところでございます。

以上です。

○三橋和史委員 いや、祭政一致の時代に立ち戻って感染症対策を始められたというのは、これは大問題ですからね。こういった恥ずかしい内容を、憲法に違反する内容を奈良市長をかたって喜々として繰り返されて、発信しておられるということ自体が大問題のことです。

ほかにも多々ありますが、枚挙にいとまがありませんので、この程度にしておきますが、このように、奈良市長の広報発信には法的な問題もありまして、浅はかで支離滅裂な内容が散見されるわけでありまして。何も知らない一般市民たちは、それを読んで信じ込まされている状況にあります。行政が情報をコントロールして、市民には誤った情報が伝達されている国は世界にも存在しており、それらの国々とは我が国は価値観を共有しない部分があるわけでありまして、奈良市長が及んでいる言動は、まさにそれらと同視すべき実態であります。なぜ奈良市長はこのように意気揚々と誤った内容も含めて発信することができるのでしょうか。奈良市長には、このように感染症に関する情報分析、また情報の公表に関する権限が法的に存在するのでしょうか。秘書広報課長の御認識はいかがですか。

○山本浩之総合政策部参事 失礼いたします。委員の御質問にお答えさせていただきます。

以前より申し上げておりますが、このツイッターに関しましては、行政は関わっておりません。市長個人のアカウントで運用されているものでございます。

以上です。（三橋和史委員「ほう」と呼ぶ）

○三橋和史委員 感染症に関する情報の分析及び公表を行う法的権限が市長にあるのかどうかだけをお聞きしているのに、全く関係のない視点で答弁がありました。リンゴが赤いですかとお聞きしているのに、リンゴはおいしいですと答えているようなものであります。

しかしながら、審議に値する観点からの問題意識を秘書広報課長が自ら進んで示されたわけでありまして、少しこれに付き合ってくださいと思います。

この市長のアカウントは、個人として発信しているから構わないという趣旨の答弁かと思いますが、そのアカウント名には何と記載がありますか。

○山本浩之総合政策部参事 お答えいたします。

仲川げん（奈良市長）というアカウントでございます。

○三橋和史委員 この発信内容を見た市民は、一般的に、仲川げんさん個人として発信しているのか、それとも奈良市長として発信しているのか、どちらの認識を持たれると思いますか。

○山本浩之総合政策部参事 お答えいたします。

それぞれ感じ方はございますでしょうが、奈良市長の発信と取られる方もおられると思います。以上です。

○三橋和史委員 1月6日の発信では、成人式における感染症対策に関して、「我々も最大限の対策を講じます」とあります。

ここに言う「我々」とは誰のことを指すのでしょうか。仲川家の御家族の皆さんのことですか、市職員のことですか、どちらでしょうか。

○山本浩之総合政策部参事 お答えいたします。

先ほども申し上げましたとおり、内容につきましては、市長の判断で出されておりますので、私どもは関わっておりません。

以上でございます。（三橋和史委員「ほう」と呼ぶ）

○三橋和史委員 「我々」とは誰のことを指すのでしょうか。

○山本浩之総合政策部参事 お答えいたします。

想像しかできませんので、何ともお答えできません。

以上でございます。（三橋和史委員「こんな答弁いいんですか」と呼ぶ）

○白川健太郎委員長 議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後2時53分 休憩

午後2時54分 再開

○白川健太郎委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。

○向井政彦副市長 私も実はこれ、今初めて見させてもらいました。一般的にそのまま読むと、式典への最大限の対策というふうに読めるのかなと思いますので、それに関与している人たちという意味かなと思いますけれども。（三橋和史委員「つまり市職員のことでしょう」と呼ぶ）はい、だから、そこは普通に読めばそういうふうに取り取れると思います。

○三橋和史委員 普通に読んでいただいたら結構なんですけれどもね。普通に読めば「我々」というのは市職員のことを指すとしか考えられないわけでありまして。

もう一つ聞きますが、このように添付されている数々の資料は、これは誰が作成しているのでしょうか。また添付されている写真の撮影者は市職員ですか、私人ですか。秘書広報課長、答弁を求めます。

○山本浩之総合政策部参事 お答えいたします。

写真につきましては、市長御自身で撮っておられるものもあれば、それ以外のものもあるかと思いますが、ちょっとそこまで確実なことは申し上げかねます。（三橋和史委員「資料は誰が作っているんですか」と呼ぶ）

資料につきましては、担当課で作ったものをホームページに上げさせていただいて、それをまた転載されているかなという認識でございます。

以上でございます。

○三橋和史委員 作成者も市職員の人ですよ。しかしながら、このアカウントは個人的なものだと言いきるわけですか。

○山本浩之総合政策部参事 お答えいたします。

それは間違いございません。

以上です。

○三橋和史委員 あくまで個人的なものと言いきるようですので、ここで追加の資料をお見せしたいと思います。

配付をお願いいたします。

（資料配付）

○三橋和史委員 令和2年4月6日付、議会における理事者答弁に対する対応についてと題する奈良市の行政文書があります。（三橋和史委員資料を示す）これは、奈良市議会における答弁事項について、市側が適切に把握していないという私の指摘を受けて、この事務を統括する総合政策部長が各部署に対して議会における理事者答弁一覧と題する資料の作成を指示した内容であります。

そして、この資料のうち、奈良市長名のアカウントで発信されるSNSについてという項目について、秘書広報課が記録した内容を見れば、市長のSNSは個人的に発信しているもので、行

政機関たる奈良市には関係がないという主張は明らかに破綻していることが一目瞭然であります。すなわち、秘書広報課が作成した内部文書によれば、「市長名のアカウントでのSNSは市民も注目しており情報発信力がある。」、「有効な伝達方法と考える。」、「誤った情報発信がないよう注意していきたい。」との記載があります。

今答弁されている秘書広報課長御自身が、これを行政文書であることを前提に作成した文書が存在するじゃないですか。これと整合性が取れない先ほどの答弁、どのように説明するんですか。

○山本浩之総合政策部参事 お答えいたします。

以前、たしか委員からの御質問に、私がお答えさせていただいたかなと思います。（三橋和史委員「聞こえないですね。はきはきと答弁していただきたい」と呼ぶ）はい、その後、私なりにいろいろ他市等も含めて調べさせていただいたんですが、それぞれ市長名で発信されておられる他市もございます。そのあたりを確認しましたら、やはりどこも行政的には関わっていない、市長個人で発信されておられるということでございましたので、そのように訂正させていただきました。

以上でございます。

○三橋和史委員 他市の動向なんて関係ありませんよね。奈良市は奈良市が独立して行政機関として機能しているわけでありますので。議会答弁をしているんですか、ほかの市長さんは。

○山本浩之総合政策部参事 そこまでは確認が取れておりません。

以上でございます。（三橋和史委員「そうでしょう」と呼ぶ）

○三橋和史委員 奈良市長は、一度答弁しているんですよ、このようにしていきますと。誤った情報が発信されないように、所管課のチェックもしていきます、あるいは誤解されないように、奈良市の行政機関とは関係ありませんという旨を記載するかどちらかします、是正しますという答弁をしているんですよ。この答弁をしたのはあなたですよ。公私混同が目につきます。

奈良市長の肩書を付して、乱れた日本語で、また、繰り返し誤った情報が発信されていることについて、私は再び調査を開始することとし、本年、令和3年1月5日に、SNSにおいて奈良市長名義のアカウントで発信した全ての文書、及びそれに関する起案文書、決裁文書、その他内容の検討のために、その用いた全ての資料などについて奈良市情報公開条例に基づく開示請求をしたところでありますが、同月8日付で行政文書不存在決定通知書が発出されました。こちらでございます。（三橋和史委員資料を示す）

職務として発信している内容が多々含まれていることは論をまたないと思いますが、これを個人的なものとする市の見解は、私が始めた調査を逃れようとして、これを個人的なものと言い張っていることは明らかであります。行政を私物化する極めて背信的な暴挙であります。

仮に、市が主張するように、個人的に発信しているものであるとして、職務上、知り得た情報が個人的に全世界に発信されていることは、コンプライアンス上、問題はないのですか。全ての職員に同じ行為をさせても構わないということですね。

○山本浩之総合政策部参事 お答えいたします。

こちらで回答させていただきました内容につきましては、ここに書いてあるとおり、申しあげましたように、決裁等を一切しておりませんので、行政文書が存在していないということでございます。

以上でございます。（三橋和史委員「そんなことを聞いていないでしょう。答弁してもらえますか。できないんだったら副市長が答えてください。同じことをほかの職員にもさせていいんで

すねという質問ですよ。秘書広報課長、もう一回答弁してください」と呼ぶ)

○白川健太郎委員長 議事の……

○山本浩之総合政策部参事 お答えいたします。

ちょっとそこを同列で考えるのはどうかと思います。

以上でございます。(三橋和史委員「ほう」と呼ぶ)

○三橋和史委員 市長と一般の職員とは違うんだという答弁ですね。職員が自身の奈良市における役職を表示して、職務上、知り得た情報を公表する行為は許されないということですか。

○山本浩之総合政策部参事 お答えいたします。

そうですね、守秘義務があるかと思います。

以上でございます。(三橋和史委員「ほう」と呼ぶ)

○三橋和史委員 市長なら許されるが、一般職員は許されないということであります。つまり、市長には市長としての立場があって、一般職員とは本質的に異なる立場にあるから、市長は自ら広報する権限があるから差し支えないとおっしゃっていることですよ。

○山本浩之総合政策部参事 お答えいたします。

私の記憶では、特別職に関しましては、守秘義務はなかったかと思います。

以上でございます。

○三橋和史委員 市長が自らこういった感染症の分析とかの広報をする権限があると、法的に問題がないということをおっしゃっているわけですよ。

(三橋和史委員「明確な答弁が欲しいんです」と呼ぶ)

○山本浩之総合政策部参事 お答えいたします。

市の機密事項や個人情報が含まれていれば、当然それは問題かと思いますが、それでなければいいのかなと思います。

以上です。

○三橋和史委員 もう一度聞きますよ。

市長にはその権限があるから問題がないという答弁ですね。

○山本浩之総合政策部参事 お答えいたします。

権限はあると思いますが、問題がないかどうかはちょっとお答えしかねます。

○三橋和史委員 先ほどまでに見てきましたように、市長のSNSアカウントについては、感染症に関する情報の公表が行われ、それに先立って分析が行われていることが明らかであります。

行政法の基本的な理解について、法務ガバナンス課長の答弁を求めたいと思いますが、講学上の概念として、行政法における権限の委任に関してお聞きします。

権限の委任とはどういった概念であるのか、念のため御答弁ください。

○中村 仁法務ガバナンス課長 お答えいたします。

委任についての一般的な意味合いの御質問と理解します。

委任された者については、元の権限から受任した者に権限が移動すると。元のところには権限が残っていないという形態になるというふうに思います。

○三橋和史委員 権限の委任があると、受任機関に権限の一部が移動し、委任機関はその限りで権限を喪失することとなります。そのような御答弁でした。これは、行政法の一般的な理解であります。

奈良市保健所長事務委任規則第2条柱書には、「市長は、次に掲げる事務を保健所長に委任す

る。」と規定されており、同条第38号オには、「法第16条第1項の規定による感染症に関する情報の分析及び公表に関すること。」が挙げられております。ここに言う法とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律のことです。

すなわち、先ほど確認しましたように、感染症に関する情報の分析及び公表に関しては、保健所長に委任されておまして、委任機関である市長はその権限を喪失しているわけです。それにもかかわらず、情報の分析及び公表を勝手に市長が行っている現状は、明らかにこれは違法です。

秘書広報課長、ただいまの法務ガバナンス課長の見解を聞いていかがですか。先ほど権限があるとおっしゃいましたが、権限は喪失されているのではないですか。

○山本浩之総合政策部参事 お答えいたします。

今お話を伺いましたが、ちょっと私の中で整理できておりません。申し訳ございません。

(三橋和史委員「整理できた人が答弁してもらえますか。副市長、どうですか」と呼ぶ)

○向井政彦副市長 今、法務ガバナンス課長が言ったのが法的解釈だと思います。

ただ、もちろん委任はされているというものの、その委任した機関と受任した機関の組織上の上下関係というのは当然あると思いますので、いわゆる指揮監督権、それは市長にもあるというふうには思います。

○三橋和史委員 指揮監督権はありますけれども、自己の名において執行する権限はないんですね。これに関しては、昨年、令和2年2月12日の総務委員会において指摘したにもかかわらず、その際は是正する旨の答弁をしておきながら、この議会答弁を守らずに市長が暴走するから、このように市の見解が破綻して、現場で御努力いただいている保健所職員の皆さんの足を引っ張って迷惑をかけるということにもなっているということ自体を、この委員会を欠席されている市長自身が自覚する必要があります。

冒頭にも申し上げましたが、市長自身の行政情報の私的利用という重大なコンプライアンス上の問題を審議すると通告しているにもかかわらず、これを聞いて市長が逃げ回ってこの委員会を欠席するということが市民に対する裏切り行為であると糾弾せざるを得ないということを申し上げておきたい。

この市長のアカウントにおいて、新型コロナウイルスに感染したことが確認された市内在住のある男性は、勝手に職業をこのアカウントで公開され、しかもその発症日を実際の日よりも6日も早く発症していたと記載され、発症していたにもかかわらず職場に出勤していたと断罪されたという事件も発生しております。その方にはお子さんもいらっしゃいます、その子供たちもそれを理由に学校においていわれなき誹謗を受けたとも聞いております。

この仲川げんなるアカウントは、市民の人権を擁護すべき奈良市長という重職にありながら、その地位を利用した人物が勝手に市民の個人情報を誤った内容で発信し、差別を助長し、人権をじゅうりんする事態を招いた百害あって一利なしのものであります。即日これを是正してもらおう、改めて強く求めるものであります。

次に行きます。

奈良市が奈良県から児童相談所業務の移管を受けようとするに当たって、私は再三にわたって、多角的な面からの意見を申し述べてまいりました。

本日は、新たな問題提起をした上、奈良市の見解をお尋ねしてまいりたいと思います。

児相業務のうち、一時保護業務に関しては、保護者による虐待の事実が存在しているとすれば、

これは子供の生命及び身体を保護する重要な役割を果たすものであることは疑い得ないわけであり、

しかしながら一方で、不慮の事故などの虐待とは全く関係のない事象によって外傷を受けた児童らが、第三者によって虐待通告が行われるなどして児童相談所により一時保護されるという事例もしばしば見受けられます。

国は、一時保護ガイドラインにおいて、一時保護をちゅうちょなく行うべきとの指針を示しておりますので、子供の安全確保が必要な場面であれば、一時保護を開始すること自体には問題がないと言うべきでしょうけれども、これまでの事案の中には、保護した後に虐待の事実がないと認定された場合であっても、一時保護が解除されるまでに1年以上要した事案、また長期にわたって面会が許されなかったという事案も確認されております。言わば冤罪とも言うべき事案、誤認保護の事例も発生しているという現実、児相業務を担う行政機関及びその職員は真摯に向き合わなければなりません。

こういった観点を踏まえてお聞きしますが、一時保護に不服がある保護者には、奈良市として独自にどのような救済手段を設けようとしているのでしょうか。子ども未来部参事の答弁を求めます。

○野儀あけみ子ども未来部参事 一時保護の間違いについてですけれども、委員御指摘のとおり、一時保護というのは、親、子供、職員にとっても、とても重要な判断になっております。ですので、一時保護において不服がある場合等は、やはり適切な対応をしていかなければいけないと思います。

ただ、そのような仕組みについては、重々に研究をやりながらやっていきたいと思っております。

○白川健太郎委員長 議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後3時11分 休憩

午後3時12分 再開

○白川健太郎委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。

○野儀あけみ子ども未来部参事 お答えいたします。

委員仰せのとおり、一時保護の間違い等については、とても重要なことだと思っております。ですので、不服申請等がありましたら、それにつきましては、適切に対応してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○三橋和史委員 時間なので最後にしますが、この保護者らには、行政不服審査手続や、児童福祉法上は家庭裁判所の承認を要件とする場合の規定もありますけれども、仮に誤認保護であった場合には、保護者には精神的苦痛を含めた多大な負担を課して、長期にわたる期間を要することになります。また、児相が子供の一時保護を継続したいのに両親らが同意しない場合は、それ自体が危険性の高い状況にあるという見解もあるそうであります。

法は最低限度の救済手段を規定しただけでありまして、私は、誤認保護——とりわけ誤認したままその保護を継続してしまう事態は、親だけでなく子自身にとっても、行政による重大な人権侵害の状態であると同時に、親子にとって重要な乳幼児期において、家族間での愛着形成に問題を生じせしめ、行政の干渉がかえって家族関係を破綻させる契機ともなりかねず、あってはならないと言うべきであると考えております。

こういった観点から、市独自の救済手段、あるいは決定の適正化を期すべき手段を講じていただきたいというふうに思います。こういった点は、本日は時間が来ておりますのでお聞きしますが、また後の3月以降、議会でお聞きしていきますから、しっかりと検討しておいて、その時点までには答えを持っておいていただきたいと思います。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○白川健太郎委員長 教育長、危機管理監、総合政策部参事、総務部長、法令遵守監察監、法務ガバナンス課長及び子ども未来部参事には、ここで退室していただきます。ありがとうございました。

(北谷雅人教育長、國友 昭危機管理監、山本浩之総合政策部参事、吉村啓信総務部長、萬谷宗正法令遵守監察監、中村 仁法務ガバナンス課長、野儀あけみ子ども未来部参事退室)

○白川健太郎委員長 議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後3時15分 休憩